

## 鬼怒川河川整備計画有識者会議傍聴規程

### (目的)

第1条 本規程は、鬼怒川河川整備計画有識者会議（以下「会議」という。）公開規程第3条の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

### (受付)

第2条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて氏名を記入するものとする。

なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は会議開始予定時刻の1時間前とする。

### (入室)

第3条 傍聴者受付で受付を終了した者（以下「傍聴者」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入室は認めない。

なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

### (会議の傍聴)

第4条 傍聴者は、以下の事項を遵守するものとする。

1 会議の撮影、録画をしてはならない。

（ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。）

2 会議の録音をしてはならない。

3 発言、私語、談論等を行ってはならない。

4 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。

5 プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。

6 ビラ等の配付を行ってはならない。

7 みだりに傍聴者席を離れてはならない。

8 携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、使用してはならない。

9 前各項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

### (退場等の措置)

第5条 座長は、傍聴者が前条の規定に違反した場合には、傍聴者に会議会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

### (その他)

第6条 本規程の変更や本規程に定めなき事項については、会議で定めるものとする。

### 附則

#### (施行期日)

この規程は、令和8年1月7日から施行する。